

東部余熱利用健康増進施設整備・運営事業に関する
特定事業の選定について（公告）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、東部余熱利用健康増進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、法第8条の規定により、ここに評価の結果を公表する。

平成14年9月10日

岡山市長 萩原 誠司

1 評価の方法

『民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する事業（以下「PFI事業」という。）の実施に関する基本方針』（平成12年総理府告示第11号）および本事業に関する実施方針に基づき、事業期間全体を通じたコスト算定による定量的評価およびサービス水準に関する定性的評価を行った。

2 定量的評価

2-1 前提条件および算定方法

定量的評価に当たっては、本事業を行う民間事業者（以下「事業者」という。）の計画がまだ明らかになっていないことから、提供されるサービスは同一の水準であることを前提とした。岡山市（以下「市」という。）が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合それぞれについて、以下の考え方に沿って事業期間全体を通じた市の財政負担の見込総額を算出した。

(1)市が直接実施する場合の財政負担見込総額

事業期間全体を通じた市の財政負担額の見込総額は、土地取得費、調査費、設計費、建設費、運営・維持管理費、間接費および借入金の返済に要する費用を積算し、これに事業に内在するリスクをコスト評価したもの（リスク調整分）を加算し、さらに利用者からの料金収入を控除して算定した。

リスク調整分は、PFI事業として実施する場合に事業者に移転されるリスクにかかる部分を評価しており、PFI事業として実施する場合と同様の考え方により一定の率を用い算定した。

利用者からの料金収入は、推定利用者数および予定する料金設定を基に想定した。

(2)PFI事業として実施する場合の財政負担見込総額

事業期間全体を通じた市の財政負担額の見込総額は、土地取得費およびその借入金の返済に要する費用、事業者に対して市から支払うサービス購入費の総額並びにPFI事業関連費用から、利用者からの料金収入の一部および事業者からの税収（市税）を控除した額とした。

事業者に対するサービス購入費については、以下の考え方にに基づき設定した。まず事業者が本事業を行う場合の契約手続き費用、調査費、設計費、建設費、運営・維持管理費、借入金に要する費用およびその他経費等を想定した。次に、これに事業者が負担するリスクをコスト評価したもの（リスク調整分）として、リスクに見合った一定の投資効率が確保できるように一定の率で算定した額を加算した（この率は、市が直接実施する場合に比べ、専門的ノウハウを有する事業者が行う経営管理によって縮減が期待されるものの、同率と置いた。）。

PFI事業関連費用は、PFI事業実施に係るアドバイザー費用および市の職員の人件費とした。

利用者からの料金収入は、事業者のノウハウを活かした魅力的運営によって増加が期待できるものの、市が直接実施する場合と同額とした。

(3)算定方法

上記前提条件を基に、市の財政負担額を事業期間にわたって各年度別に算出し、これらの額を一定の率を用いて現在価値に割り戻した。

2-2 評価結果

本事業をPFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合と比べて、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約6%縮減することが期待できる。

3 定性的評価

PFI事業として実施する場合には、事業者の経営上のノウハウや専門的な技術的能力により、運営期間中の利用者ニーズの変化に即応した柔軟な運営の変更や多様なサービス・メニューの提供が図られ、効率的かつ機能的な施設運営そして良質なサービスが期待できる。

また、市と事業者とが適正なリスク分担を行うことにより、事業に内在するリスクに対するマネジメント力を高めることとなり、上記定量的評価に加えて市のサービス購入費の低減により更なる財政負担の縮減が期待される。

4 特定事業としての選定

以上に鑑み、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに法第6条に基づく特定事業として選定する。

以上